

札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務 企画提案書作成要領

1 はじめに

本書は、「札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務」(以下「本業務」という。)の総合評価一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が、企画提案書を作成するにあたっての要領等を示すものである。

2 作成要領

(1) 提案内容について

本業務の落札者決定基準の別表「札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務 評価項目」で示す評価項目の構成に従って作成すること。なお、評価項目に存在しないが仕様書で示している内容については、すべて遵守するものとみなすため、その前提で提案すること。

(2) 氏名・社名の表記について

ア 正本は、体制や要員について、実際に本業務に従事することを想定している者の氏名を記載すること。

イ 副本は、入札参加者の名称(企業名)に加え、それを容易に特定できる情報を記載せず(ヘッダ、フッタ等を含む。),'当社」「弊社」などといった表現とすること。また、体制や要員については氏名を記載せず、「A」「B」などといった表現とすること。

(3) 体裁等

ア 表紙を付けること。表紙には「札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務 提案書」と記載すること。また、正本の表紙のみ入札参加者の名称(企業名)、連絡担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

イ 目次を付けること。

ウ 表紙、裏表紙、目次を除いて、50ページ以内で作成すること。

エ 文字サイズは、原則として10.5ポイント以上で作成すること。ただし、図表等に関してはその限りではない。

オ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

カ ページ番号を下部に付与すること。ただし、企画提案書の構成上、印字できないページがあっても可とする

キ 言語は日本語、通貨単位は円を用いること。ただし、日本国内においても、英字で表記されることが一般的な文言については、英字で記載することを認めるものとする。

(4) 留意事項

ア 専門知識を有しない者が理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

イ 原則として業務の再委託は認めないが、仮に再委託を予定している場合は、その旨を明記し、当該再委託の必要性、再委託範囲、再委託する業務内容を記載すること。なお、副本においては委託先を「X社」などと表現すること。

ウ 本市の提示した仕様書等の複写(全面コピー)による提案や「仕様書のとおり」といった表現に終始した提案はしないこと。

3 提案手続き

(1) 提出部数

電子データの場合は正本1部、副本1部を提出すること。

紙媒体の場合は正本1部、副本8部を製本し、提出すること。

(2) 提出期限

以下の期限までに提出書類一式を提出すること

令和8年3月9日(月)17時15分必着

(3) 提出先

札幌市役所経済観光局)経済戦略推進部イノベーション推進課IT産業係

it.contents@city.sapporo.jp

(4) 提出方法

電子メール又は持参、郵送により提出すること

4 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの出席等、入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の内容は、仕様書で示している事項を全て遵守したものとすること。提案書に本市として許容できない内容が含まれていた場合は、当該内容を無効とする。
- (3) 企画提案の内容は、全て実現できるものとすること。実現不可能な提案を行い、後にそれが判明し、設計・開発に著しい影響を及ぼすものであった場合は、その時点で契約の解除及び損害賠償を請求することがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とする。
- (5) 本企画提案書作成要領に則った企画提案書ではないと本市が判断した場合は、当該提案内容を企画評価の対象としない。
- (6) 入札参加者は、本市から企画提案書について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
- (7) 企画提案書提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した従事予定者(実際に従事することを想定している者)は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、産休、退職等やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術力を有することを本市が認めた者への変更は協議できるものとする。
- (8) 企画提案書の提出は、入札参加者1者につき1件のみとする。
- (9) 提出書類及び審査結果については、提案者の名称、総合評価点数等を公表する場合がある。
- (10) 札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき、本総合評価一般競争入札に係る公開請求があった場合は、非公開情報を除いて、公開請求者に企画提案書を開示することとなることに留意すること。